

## 阿見町地域防災計画の一部修正について(平成 28 年 3 月)

阿見町では、国から示された首都直下地震等による被害想定や、東日本大震災に対する災害対応から得た教訓を基に、平成 26 年 3 月に地域防災計画の全面的な修正を行いました。それ以降にも災害対策基本法の改正、国の防災基本計画の修正及び県の防災計画の改定等が行われ、さらには町の実情に合わせた時点修正が必要なことから、今回、「阿見町地域防災計画」を一部修正する運びとなりました。

### 修正項目

1. 災害対策基本法改正に伴う修正点
2. 防災基本計画の修正に伴う見直し点
3. 茨城県地域防災計画の修正に伴う見直し点
4. 町の体制等の見直しに伴う修正点

## 修正概要

### 1. 災害対策基本法改正に伴う修正点

#### (1) 道路管理者による放置車輛対策の強化

大規模災害時において、災害によって動かなくなった車両や被災地に向かう車輛などにより、道路上に大量の放置車輛や立ち往生車輛が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策に支障が生じる恐れがあることから、放置車輛対策が災害対策基本法に位置づけられ、阿見町においても地域防災計画に新たに位置づけを行いました。

#### 【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第4節被害軽減対策、第2緊急輸送・交通規制、2.交通規制

ページ	現 行	改 正 後	
地震-64	(3) 運転者のとるべき措置 まで	<u>(4) 道路管理者の措置</u> <u>道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ道路区間を指定、周知後、運転者等に対し放置車両の移動等の措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去することができる。</u> <u>上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対し、記録した情報の提供を行うものとする。</u>	追加

【風水害編】第2章災害応急対策計画、第10節交通対策、第1交通規制、2.交通の安全確保、(3)災害対策基本法（第76条第1項）に基づく交通規制

ページ	現 行	改 正 後	
風 水 害 -32	(3) 災害対策基本法（第76条第1項）に基づく交通規制 まで	<p><u>(4) 道路管理者の措置</u></p> <p><u>道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ道路区間を指定、周知後、運転者等に対し放置車両の移動等の措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去することができる。</u></p> <p><u>上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対し、記録した情報の提供を行うものとする。</u></p>	追加

(2) 「災害時要援護者」文言の修正

- ・要配慮者とは… 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- ・避難行動要支援者とは… 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

従来

災害時要援護者



今後

要配慮者 避難行動要支援者

## 2. 「防災基本計画」修正に伴う見直し点

### (1) 実働組織間の連携として

大規模災害発生時には、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等の実働機関が効果的な活動を迅速に展開する必要があることから、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、部隊間の相互協力を行うことが示されました。

#### 【地震災害編】第1章災害予防計画、第1節組織と情報ネットワークの整備、第2相互応援体制の整備、2. 防災関係機関の連携

ページ	現 行	改 正 後	
地震-2	町域を管轄し、又は町域内にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備していくとともに、連絡を密にしておく。	町域を管轄し、又は町域内にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備していくとともに、連絡を密にしておく。 <u>また、実働組織間の連携として、複合災害及び大規模災害発生時には、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等の実働機関が効果的な活動を迅速に展開する必要があることから、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、部隊間の相互協力を行うこと。</u>	追加

### 3. 「県地域防災計画」修正に伴う見直し点

#### (1) 多様な情報伝達手段の確保として

新たな災害情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）の活用を明記しました。

#### 【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第4節被害軽減対策、第1避難勧告・指示・誘導

ページ	現 行	改 正 後	
地震-58	<p>《大規模地震発生時の町の方針・目標》</p> <p>◎防災関係機関、行政区・自主防災組織等と連携を密にし、避難勧告等をもれなく住民等に伝える。</p>	<p><u>◎避難勧告等の発令は、空振りを恐れず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p> <p><u>◎災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象情報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u></p>	追加

ページ	現 行	改 正 後	
地震-58	1. 避難の勧告・指示	<p><u>(3) 情報伝達体制の整備</u></p> <p><u>町は、さまざまな環境下にある住民等に対して、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</u></p> <p><u>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</u></p>	追加

#### 4. 町の体制等の見直しに伴う修正点

##### (1) 防災行政無線（デジタル同報系・移動系）の導入

防災行政無線（デジタル同報系・移動系）の導入に伴う災害情報伝達手段に関すること（あみメール・町ホームページ含む）

#### 【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第2節情報の収集・伝達、第3 災害広報、1. 広報体制の確立 (2) 実施方法 2) 情報伝達

ページ	現 行	改 正 後	
地震-52	町（本部班）は、緊急かつ重要な情報は、緊急速報メール（エリアメール）、広報車（消防団車両の活用を含む。）の巡回放送等を行う。なお、緊急情報については、簡潔かつ切迫度がわかるように行う。	町（本部班）は、緊急かつ重要な情報は、緊急速報メール（エリアメール）、 <u>あみメール（登録メール）</u> 、広報車（消防団車両の活用を含む）の巡回放送等を行う <u>と共に、防災行政無線（同報系）を活用し、町庁舎から町域の住民に対して広く一斉に放送告知を行う。</u>	追加及び訂正

##### (2) 町指定避難所へ特設公衆電話の設置

#### 【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第5節被災者生活支援、第2 避難生活の確保、2. 避難所の運営

ページ	現 行	改 正 後	
地震-79	(11) ボランティアの要請 まで	<u>(12) 連絡手段の調整</u> 町（避難所）は、避難者が親族等に安否を知らせる <u>連絡手段として、町の各指定避難所内に配備してある「特設公衆電話」を準備して、連絡体制を整える。</u>	追加

### (3) 避難所設置運営マニュアルの追加（資料編）

大規模かつ突発的な災害時に、行政・自治会・自主防災組織・ボランティア・施設管理者等が連携し、避難所における諸課題に的確に対応しながら、円滑な避難所運営を行っていくために、平成 26 年 9 月に制定した「阿見町避難所運営マニュアル」を地域防災計画の【資料編】に掲載します。

また、このマニュアルはその時の実情を踏まえて適宜見直しを行うこととし、より良いものとなるよう調整を図ることとします。

### (4) NTT 接続通話サービスの提供終了に関すること

#### 【地震災害編】第 2 章災害応急対策計画、第 2 節災害情報の収集・伝達、2.代替通信機能の確保

ページ	現 行	改 正 後	
地震-45	町専用の通信手段が使用不能となった場合は、次の通信手段を利用する。 (1) 非常・緊急電話 「災害時優先電話」で「102」をダイヤルし、オペレータに申し込む。なお、本通話は、一般の通話に優先されるが、輻輳（通信の混雑）の程度に応じて通話時間が制限されるほか、受け付けられない場合もある。 (2) 非常・緊急電報	町専用の通信手段が使用不能となった場合は、次の通信手段を利用する。 (1) 非常・緊急電話 <u>「災害時優先電話」で一般の通話に優先されるが、輻輳（通信の混雑）の程度に応じて通話時間が制限されるほか、受け付けられない場合もある。</u> (2) 非常・緊急電報 「接続通話サービス（100, 102, 106, 108, DIAL104）」の提供終了に伴い削除	一部削除

### (5) 阿見町消防本部の稲敷地方広域消防本部への統合に伴う組織体制の修正